

フィリピン現地法人清算・解散手続きの流れ 及び 想定所要期間

法人の清算・解散は、顧客・取引先・従業員に多大な影響を及ぼすほか、手続き完了に至るまで3年程度の期間を要するのが一般的です。そのため、早い段階から検討と準備を進め、長期的な視野で計画的に取り組まれることを推奨致します。

1. 前準備

1.1 清算・解散手続きに向けた前準備

具体的な清算・解散手続きに入る前に、以下の点について貴社内
で整理されることを推奨致します。

1.1.1 清算・解散計画策定

1.1.2 人員整理

1.1.3 資産整理

2. 解散決議

2.1 取締役会・株主総会による解散決議

フィリピンの会社法（Revised Corporation Code）に基づき、以下3種類いずれかの方法で解散決議を行う必要があります。

2.1.1 債権者が影響を受ける場合の任意解散

2.1.2 債権者が影響を受けない場合の任意解散

2.1.3 存続期間短縮による解散

会社定款を変更することで会社の存続期間を短縮し、存続期間満了をもって解散とします。定款変更の内容はSECに届出が必要となります。

定款変更にあたり、過半数の賛成による取締役会決議、及び発行済み株式の3分の2以上の賛成による株主総会決議が必要になります。

なお、存続期間が満了しても、各政府諸機関の清算手続きが免除される、あるいは自動的に完了する訳ではありません。

3. 公告

3.1 会社清算の公告

会社清算について、週に一度の頻度で連続3週間の公告を新聞等で行い、公告証明書（Affidavit of Publication）を取得します。

〔期間：約1ヶ月〕

3～7の手続きは、同時並行で進めることが可能です。

4. 労働雇用省（DOLE）登録の取り消し 〔期間：約 1 ヶ月〕
 - 4.1 清算通知
清算日の 30 日前までに、DOLE 及び影響のある従業員に対して通知を行います。

5. 社会保険関連登録の取り消し 〔期間：約 3 ヶ月〕
 - 5.1 社会保障システム（SSS）への閉鎖申請
 - 5.2 住宅開発相互基金（HDMF）への閉鎖申請
 - 5.3 フィリピン健康保険組合（Philhealth）への閉鎖申請

6. 地方自治体（LGU）登録の取り消し 〔期間：約 1 ヶ月〕
 - 6.1 閉鎖申請
閉鎖申請書（Form for the retirement of business）及び補足資料を提出します。地方事業税（Local Business Tax）の納付状況が確認され、問題なければ登録抹消証明書が発行されます。

7. 内国歳入庁（BIR）/ 所轄税務署（RDO）登録の取り消し 〔期間：半年～3 年程度〕
 - 7.1 清算財務諸表の作成・監査
過去の納税・提出資料の記録確認等により、数年単位の期間を要してしまう可能性があります。
会社の清算日における財務諸表を作成し、会計監査人の監査を受けます。
 - 7.2 税務申告・納付
過去の未納分支払いも含め、納税義務が完全に果たされている状態にします。
 - 7.3 税務清算証書（Tax Clearance）の申請
RDO に対し、税務清算証書申請書（Application for Tax clearance）、登録情報削除申請書（Application for Registration Information Update/Cancellation）、補足資料を提出し、保留中（Open case）または滞納（delinquent cases）がないか確認を受けます。
 - 7.4 Tax Clearance の取得
必要に応じて納税等の適切な処理を行い、最終的に問題がないと RDO に判定されると、RDO から Tax Clearance が発行され、登録済みの TIN が削除されます。

8. PEZA 等の投資促進機関登録の取り消し（PEZA の事例を記載）

8.1 PEZA 登録の取り消し申請

〔期間：数ヶ月〕

閉鎖申請レター、DOLE・SSS 等各機関発行の閉鎖に係る証書、PEZA ゾーン管理者発行の債務・廃棄物処理に係る証書、BIR 発行の Tax Clearance、廃棄予定の機械・原材料・資産の認定リスト等の資料を提出し、PEZA の確認を受けます。

PEZA 等に登録している企業のみ対応が必要になります。

8.2 PEZA 理事会承認

最終的に PEZA 理事会にて閉鎖申請が承認されると、PEZA 登録が取り消されます。

9. SEC への解散申請

9.1 閉鎖申請

〔期間：3～6 ヶ月〕

BIR から Tax Clearance が発行されてから、SEC への閉鎖申請が可能となります。

Tax Clearance の他、会社清算に係る公告証明書、社長及び財務役署名済みの宣誓証明書等の資料を提出し、SEC の確認を受けます。

9.2 SEC 承認

閉鎖申請の承認が SEC から得られると、会社清算・解散の手続きが完了となります。

注）この閉鎖手続き及び所要期間は、一般的な状況を想定し、参考資料として作成されたもので、必要書類の種類、手続き、所轄官庁、順序を全て網羅しているものではなく、想定所要時間を確約するものではないことご了承ください。